



鳥取県公報

令和5年11月7日（火）
第9545号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出（522）（孤独・孤立対策課） 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（523）（〃） 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（524）（〃） 2
	地域森林計画の決定予定（525）（林政企画課） 2
	地域森林計画の変更予定（2件）（526・527）（〃） 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（528）（森林づくり推進課） 3
	県道の区域の変更（529）（道路企画課） 4
	県道の供用の開始（530）（〃） 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（47） 5
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課） 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（技術企画課） 6

告 示

鳥取県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
あさがお薬局	米子市榎原1888-6	令和5年9月1日

鳥取県告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団菅村内科医院	米子市東福原一丁目4-60	令和5年6月30日
久米の郷さくら診療所	倉吉市福光225	令和5年7月26日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
パンダ薬局	倉吉市堺町三丁目70	令和5年6月30日
みつわ調剤薬局	倉吉市井手畑187	令和5年9月14日

鳥取県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
みつわ調剤薬局	倉吉市井手畑187	令和5年7月1日

鳥取県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てる

予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和5年11月7日から同年12月5日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び中部総合事務所農林局林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第526号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和5年11月7日から同年12月5日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和5年11月7日から同年12月5日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課、西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第528号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字尾張字尾張谷364の2、364の83、364の143、364の145、364の179から364の181まで、364の195、364の196、字中ノ谷365の1から365の9まで、365の13、365の16から365の20まで、字一ノ谷366の1、366の2、366の5から366の11まで、字権現谷367の1から367の13まで、367の18、367の34から367の59まで、367の62から367の64まで、367の66から367の68まで、367の70、367の72、367の74から367の76まで、367の78から367の80まで、字大谷平368、字ゾウゾ畑369の1から369の4まで、字ナキ谷370の1から370の3まで、370の6、大字太一垣字シコ谷東平599から615まで、字シコ谷616の2、616の14、616の15、616の18から616の38まで、616の50から616の72まで、616の75から616の113まで、616の115から616の149まで、616の186から616の189まで、大字中村字大藤谷口長坂頭645の1から645の3まで、645の32から645の70まで、645の72から645の78まで、645の82から645の107まで、字不動平646、字大藤大平647、648の1、648の4から648の28まで、字大藤杣谷649の1から649の3まで、649の5から649の19まで、字大藤谷奥西平650の1、650の2、650の4、650の8から650の26まで、字大藤大平頭651の8から651の21まで、字本谷深谷頭652、字本谷東柳園653の1、653の3、字本谷奥654の1から654の4まで、字本谷狼谷平655の1から655の6まで、字本谷中東平656の1、656の2、字本谷深谷口657の1、657の2、字本谷口東平658の1から658の19まで、字本谷ノホソ659の1から659の8まで、字本谷奥西平662、663の1から663の4まで、664、665、字寺谷東平676から678まで、字寺谷西平679、680の1、680の2、字納谷奥東平上ミ787、字納谷口791の2、791の16から791の23まで、字納谷頭792の2、792の5から792の7まで、字大徳谷頭793の2

2 保安林として指定された目的

水源の^{かんよう}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年11月7日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉東伯線	倉吉市津原字小河原545-1地先から同字537-4地先まで	変更前	11.5~42.2	214.0
		変更後	19.6~42.2	214.0

鳥取県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年11月7日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉東伯線	倉吉市津原字小河原545-1地先から同字537-4地先まで	令和5年11月7日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第47号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和5年11月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
介護老人保健施設ル・サンテリオン北条	東伯郡北栄町土下123-1	介護老人保健施設ル・サンテリオン北条	東伯郡北栄町土下123-1
介護老人保健施設ル・サンテリオン北条ユニット型		介護老人保健施設ル・サンテリオン北条ユニット型	
略		介護老人保健施設サンライズひえづ	西伯郡日吉津村大字今吉202-1
略		略	
2～4 略		2～4 略	

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市中江字大坪492-1	田	1,201

倉吉市井手畑字下通204		66
--------------	--	----

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円/年)
倉吉市中江字大坪492-1	田	令和6年	4年	1,201
倉吉市井手畑字下通204		1月1日		66

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
 理事長 西尾 博之
 鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県土木積算システム提供サービス改定及び運用保守 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日 | 令和5年9月26日 |
| 4 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金223,740,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達をした物品等に関連して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその使用の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 | 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部技術企画課
鳥取市東町一丁目220 |